

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成32年3月31日まで

### 2. 内容

目標1：子供の出生時に男性職員2名以上の休暇取得の促進をする。

#### <対策>

前計画期間（平成28年3月8日～平成30年3月31日）中に7名の男性職員が出産休暇を取得し、目標を達成した。今計画期間中においても2名以上が休暇取得するよう促進の徹底に努める。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

#### <対策>

前計画期間（平成28年3月8日～平成30年3月31日）中にリフレッシュ休暇制度に加え、有給休暇を利用したアニバーサリー休暇及びスポット休暇制度を導入するなど取得推進に努め目標を達成した。今計画期間においても休暇取得の促進の徹底に努める。

目標3：インターンシップ（就業体験機会の提供）の積極的な実施。

#### <対策>

地元の大学、高専、専門学校、高校を始めUターン希望の学生に地域金融機関としての信用組合の成り立ちや、当組合の地域貢献への具体的な取り組みなどを知って頂くことを目的に実施する。前計画期間（平成28年3月8日～平成30年3月31日）において既に実施していたが、今計画期間においても更に積極的な実施促進の徹底に努める。